

会津若松地方広域市町村圏整備組合

広域圏だより

第36号

H29年3月発行



救急普及啓発広報車が 寄贈されました

平成28年11月、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部に救急普及啓発広報車が1台寄贈されました。

これは、救急振興財団が日本宝くじ協会の助成を受けて消防機関を支援するもので、消防署が住民を対象に行う応急手当普及啓発活動などに使用されます。

この救急普及啓発広報車は、マイクロバス型の車両で、応急手当の講習等に必要資器材が装備されています。また、車両左側には大型の扉が設けられ、90度

開閉してステージとして使用でき、心肺蘇生訓練用資器材の展示や心肺蘇生法の実演をすることができます。

今後は、応急手当講習会や消防・防災訓練、イベント等、住民の皆さんへの応急手当の普及活動に活用していきます。

◎問い合わせ

会津若松消防署 ☎0242・25・1200
会津坂下消防署 ☎0242・83・4100
猪苗代消防署 ☎0242・62・4433
会津美里消防署 ☎0242・54・3934

環境センターからのお知らせ

洗ってから出すゴミ

●リサイクルできるもの

○ペットボトル○びん（無色透明・茶色・その他）○プラスチック製容器包装（汚れの落ちにくいゴミは燃やせるゴミへ）

●リサイクルできないもの

○薬品びん（燃やせないゴミに出す）

ガス抜きしてから出すゴミ

○携帯用のカセットボンベ○各種スプレー缶（ガス抜きは火気のない風通しの良い場所で）

中身を使い切ってから出すゴミ

○石油ストーブ○ガスライター○塗料缶○シンナー缶○自動車等のオイル缶

ゴミに混ぜて出では絶対にいけない物

○テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン○金属製の硬いゴミ（草刈機の刃、タイヤホイール、ベッド等のスプリング等）○薬品（農薬類）○ガソリンタンク○塗料かす○廃油○消火器○注射針○爆発性・引火性のあるゴミ○プロパンガスボンベ等の金属製のガスボンベ



ガス抜きされていないスプレー缶は、爆発事故につながります！

ゴミを出す前にもう一度確認を
環境センターへ運ばれるゴミの中には、そのまま処理すると爆発や事故につながる「可燃性ガスが残ったスプレー缶」や「ガスボンベ」が頻繁に混入しています。また、作業員のケガにつながる「在宅医療で使われるペン型自己注射針」等の危険物も発見されました。ゴミの出し方については、市町村ごとに異なります。もう一度ルールを確認し、正しくゴミを出すようご協力をお願いします。



汚泥肥料を

無料配布しています

環境センターでは、希望される方に汚泥肥料を無料配布しています。汚泥肥料には多くの有機物が含まれており、植木・菜園等の育成、堆肥の促進用に適し、酸性土壌の改良に最適です。

肥料の配布は無料です。予約をした上で環境センターへ直接取りにおいでください。袋詰め（1袋15kg）配布と、トラックの荷台へバラ積みする方法があります。持ち帰った肥料はすぐ使い切るようにしてください。

汚泥肥料の使い方

（植木等に使用）植える箇所から30cm程度離し、5cm程掘った穴に土と肥料を混ぜ入れてください。

（土壌改良に使用）適量を混合し、1～3カ月後に植え付けをしてください。

●予約受付…環境センター（0242-27-9004）

●受付時間…9時～17時（土日祝日は休みです）

詳しくは組合HPをご覧ください。

<http://www.aizu-kouiki.jp>



消防本部からのお知らせ

消防法の改正により平成18年に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年以上が経過しました。当広域圏内の住宅用火災警報器の設置率は約78%です。あなたの家ではもう設置しましたか？

設置してから10年を過ぎると、電子部品の寿命や電池切れで正常に作動しないおそれがあり、

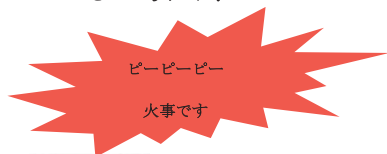
大変危険です。このため10年を目安に警報器の交換をおすすめします。

また、新しい住宅用火災警報器でも、きちんと作動しない場合は、電池切れや故障が考えられます。定期的に動作の確認を行ってください。

●問い合わせ…消防本部予防課（0242-591403）

住宅用火災警報器の設置と、動作確認をお願いします

ひもを引く、またはボタンを押して作動確認をします。



●正常な場合は？

メッセージ、もしくは火災警報音が鳴ります。
※警報音はメーカーや製品により異なります。

● ● ●



●音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。

それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

会津若松消防署の耐震・改修工事を行っています

会津若松消防署の入る組合庁舎は、防災拠点・活動拠点としての機能を求められております。

平成23年3月の東日本大震災においては、全国の多くの消防機関に被害が発生し、その後の災害対応の障害となったところがあります。幸いにして、当組合の消防庁舎については、損壊等の被害はなかったものの、昭和52年竣工のこの庁舎は、損壊強度が課題となっており、このたび平成28年度中の完成予定で耐震補強工事・大規模改修工事を行っております。

住民の皆様にはご不便をおかけしておりますが、今まで以上に安全、安心の提供に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

●問い合わせ…消防本部総務課 ☎0242-591400



整備組合の平成27年度決算

(一般会計及び水道用水供給事業会計)

平成27年度一般会計決算			
歳 入		歳 出	
区 分	決 算 額	区 分	決 算 額
分担金及び負担金(構成市町村から)	4,531,487,000	議会費(議会の運営)	4,067,461
使用料及び手数料(燃やせるごみ処理手数料など)	266,973,744	総務費(事務局の運営)	172,667,411
国庫支出金(国からの補助金)	29,444,451	民生費(介護認定審査会の運営)	67,136,686
県支出金(県からの補助金等)	3,658,064	衛生費(廃棄物処理業務)	1,802,403,368
財産収入(財産運用利子など)	8,617,054	消防費(消防・救急業務)	3,058,094,478
繰入金(基金からの繰入など)	339,059,500	公債費(借入金の返済)	192,608,135
繰越金(前年度からの繰越)	186,817,556		
諸収入(金属くずの売払金など)	71,300,061		
組合債(ごみ処理施設・消防施設整備のための借入金)	12,200,000		
歳入合計	5,449,557,430	歳出合計	5,296,977,539

平成27年度水道用水供給会計決算			
収益的収入		収益的支出	
区 分	決 算 額	区 分	決 算 額
第1款 用水供給事業収益	759,730,928	第1款 用水供給事業費用	606,596,663
第1項 営業収益(用水料金)	665,665,352	第1項 営業費用(浄水場の運営費用)	564,815,065
第2項 営業外収益(構成団体繰入金等)	93,304,671	第2項 営業外費用(償還金に係る利息等)	41,781,198
第3項 特別利益(過年度収入)	760,905	第3項 特別損失	400
資本的収入		資本的支出	
区 分	決 算 額	区 分	決 算 額
第1款 資本的収入	63,185,000	第1款 資本的支出	349,650,158
第1項 補助金(構成団体繰入金)	63,185,000	第1項 建設改良費(浄水場の設備費用)	95,123,160
		第2項 企業債償還金(借入金の元金)	254,526,998



駅カフェは、会津若松市JR七日町駅舎内にある会津17市町村のアンテナショップです。

店内には、地元の名産品やグッズが揃う販売コーナーと、地酒の仕込み水で煎れた水出しコーヒーや地場産フルーツジュースなどが楽しめる喫茶コーナーがあります。ぜひ、おいでください。

▼営業時間…9時～18時

▼電話…0242-39-3880



◀編集・発行▶

会津若松地方広域市町村圏整備組合

〒965-0037 会津若松市中央三丁目10-12

電話 0242-24-6311

FAX 0242-24-6313

ホームページ <http://www.aizu-kouiki.jp/>